

日医発第972号(健Ⅰ)
令和8年8月18日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、（別添）の通り、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局教育課程課ならびにスポーツ庁政策課、地域スポーツ課より各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課等宛に「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）」が発出されました。

熱中症事故の防止については令和8年5月12日付日医発第311号（健Ⅰ）でご案内したところですが、休業日明けの時期は子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないこともあり、命に係わるケースもある熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、今回は特に休業日明けの時期等にご留意いただきたい点を念頭に置いた内容となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区等医師会への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今年の夏は全国的に気温の高い日が続いており、この先も気温の高い日が続く見込みです。
特に休業日明けの時期は、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合があります、熱中症事故の発生リスクが高い時期と考えられますので、このことにも十分御留意のうえ、引き続き熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
スポーツ庁政策課
スポーツ庁地域スポーツ課

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

今年の夏は全国的に気温の高い日が続いており（参考1）、この先、全国的に気温は
平年並か高くなる見込み（参考2）となっています。

7月～8月にかけては休業日を設定している学校も多いと思いますが、休業日明け
の時期は、子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないこともあ
り、命に係わるケースもある熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、学
校教育活動等の実施に当たっては、実施体制や指導内容等に一層の注意が必要です。

については、各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を改めて周知します
ので、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願い
します。熱中症対策に関連して、児童生徒等が水筒を持ち歩く際の事故に関する注
意喚起資料（消費者庁作成）（別添1）をお送りしますので、併せて御確認願いま
す。

また、本事務連絡には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令
和6年4月追補版）」を添付していますが、この中には各学校における熱中症事故
対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添2）を収録し
ていますので、効果的に活用いただきますよう重ねてお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。
以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課に
おかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれて
は、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12
条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄
の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれて
は、設置する学校に対し、国立高等専門学校機構におかれては、各国立高等専門学
校に対し、各公立高等専門学校におかれては、学内に対し、厚生労働省の専修学校
主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば、他
の案件とまとめて周知する等、貴課において必要に応じて適切に御判断いただけま
すと幸いです。

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 休業日明け等の子供たちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化(暑さに徐々に慣らしていくこと)も有効であることから、暑熱ストレスが高くない時期から、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。(暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照)
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。なお、電子式暑さ指数計には、日本産業規格「JIS B 7922」が制定されていることから、本規格に適合した機器を選ぶとともに、用途や予算に応じて適切なタイプ・数を用意する等の工夫をすること。(暑さ指数に応じた活動実施の目安の例は別添4を参照)
- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置(AEDの使用を含む)や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」(令和2年3月)を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- ・ 児童生徒等のマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。(別添4)

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値

を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日 17 時及び当日 5 時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が 33 を超える場合）に発表）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日 14 時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が 35 を超える場合）に発表）の発表状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であるにことに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和 3 年 5 月に、この手引きの追補版を令和 6 年 4 月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を改訂するとともに、令和 8 年 1 月にスポーツ庁において「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」を取りまとめています。

これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点を伝えるなど、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いします。

- ・ 休業日明け等の体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いこと
- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、運動や発汗の状況等を踏まえ必要に応じて塩分タブレットや塩分を含む飲料水などにより水分だけでなく塩分も補給すること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分・塩分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 児童生徒等の腹部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重篤な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、③活動の際には水筒を置くようにすること（詳細は別添 1 のとおり）
- ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
- ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても

熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いします。

4. 休業日等の取扱いについて

休業日等については、別添5の関連規定等を踏まえ、次の（１）及び（２）を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- （１）各学校設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本事務連絡末尾の各省庁等のサイトの情報等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- （２）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」という。）」を作成しました。

令和6年4月には、当初版の手引きを作成してから約3年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料を取りまとめました。

追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添2）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○文部科学省・スポーツ庁

- ・熱中症・水難事故防止関連情報

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyu_all.pdf#page=23

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>

- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集

<https://edpdata.nier.go.jp/research/dataset/2d2218b2-3047-4dd6-845f-97a273aa03d2/resource/047c3583-a077-41a4-b802-eae99e4fee65/download/環境を考慮した学校>

- ・運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善ガイドライン（試行版）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

- ・スポーツにおける熱中症 対策&予防編

https://www.youtube.com/watch?v=2i_8TSuteY0

- ・スポーツにおける熱中症 対策&対処法編

<https://www.youtube.com/watch?v=c8IVgIjC22k>

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・「熱中症環境保健マニュアル ～総論～」（2025 年 7 月版）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php

- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和 4 年 3 月改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止啓発資料）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#heat

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

【担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

こども安全メール from 消費者庁

「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!」(2023 年 8 月 25 日配信)

残暑が厳しく、まだまだ水分補給が欠かせない時期が続いています。出掛ける際、こどもが水筒を持ち歩く機会も多いと思いますが、転倒した際に首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生しています。



消費者庁・国民生活センターには、水筒を持ち歩くこどもの転倒事故についての情報が、医療機関(※1)から寄せられています。

- 「水筒(1 リットルの容器)を斜め掛けにして歩いていたところ坂道で転倒し、地面と水筒に挟まれる形で腹部を強打した。脾臓損傷のため集中治療室に入院し、保存加療で 10 日後に退院した。」(9 歳)(※1)
- 「通学中に友人と追いかけてっこをしていたところ転倒し、斜め掛けしていた水筒が腹部の右側に当たった。痛みと嘔吐があり救急搬送され、小腸破裂、汎発性腹膜炎のため緊急手術の上、集中治療室に入院した。」(10 歳)(※1)
- 「登校中、走っていたところ硬い土の場所でつまずいて転倒した。その際、首から提げていた水筒が、地面とお腹の間に挟まり、腹部を強打した。内臓損傷により、脾臓 50%程度及び脾臓を摘出した。」(7 歳)(※2)

こどもは転倒しやすい、転倒した際に反射的に手をつくといった動作が取りにくい等の特徴があります。また、こどもは腹部臓器の占める割合が大きい、お腹周りの筋肉が弱い等の理由から、腹部に外から力が加わった場合に内臓損傷が起こりやすいとされています(※2)。

よって、水筒を首や肩から掛けていると、転倒した際、上記事例のように水筒が腹部に当たる可能性があるため危険です。

このほか、水筒のひもが首や腕に絡まったり、遊具等に引っかかったりすることにも注意が必要です。

こどもに水筒を持ち歩かせるときは、以下のポイントに注意しましょう。

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう

熱中症予防に役立つ水分補給の道具に思わぬ危険が潜んでいます。転んだときの危険性について日頃からこどもに教えておくことが大切です。

1. ※1: 消費者庁は(独)国民生活センターと共同で、平成 22 年 12 月より、医療機関(令和 5 年 8 月現在で 32 機関が参画)から事故情報の提供を受けています(医療機関ネットワーク事業)。
2. ※2: (公社)日本小児科学会 Injury Alert(傷害速報)「No.059 水筒による脾外傷」(PDF)

(過去の関連メール) Vol.626 早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!

(消費者庁提供資料)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する
チェックリスト

（１）日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる指導体制とする (重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却(全身に水をかけることも有効)・状況により AED の使用も視野に入れる)
☐	活動(運動)の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する(運動強度の調節も考えられる)
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動(登下校を含む)を行うことに注意する

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置



- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。



【暑熱順化】 気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に応じて運動・スポーツの活動場所や時間を判断することが必要です。

- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）や「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
【JSPO HP】



運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン
【スポーツ庁 HP】

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



【法的責任】 事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることになります。一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、賠償金約5,000万円で和解。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践—スポーツ事故の防止と法的責任—
（公益財団法人日本スポーツ協会）



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線4140）

暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」より)

※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

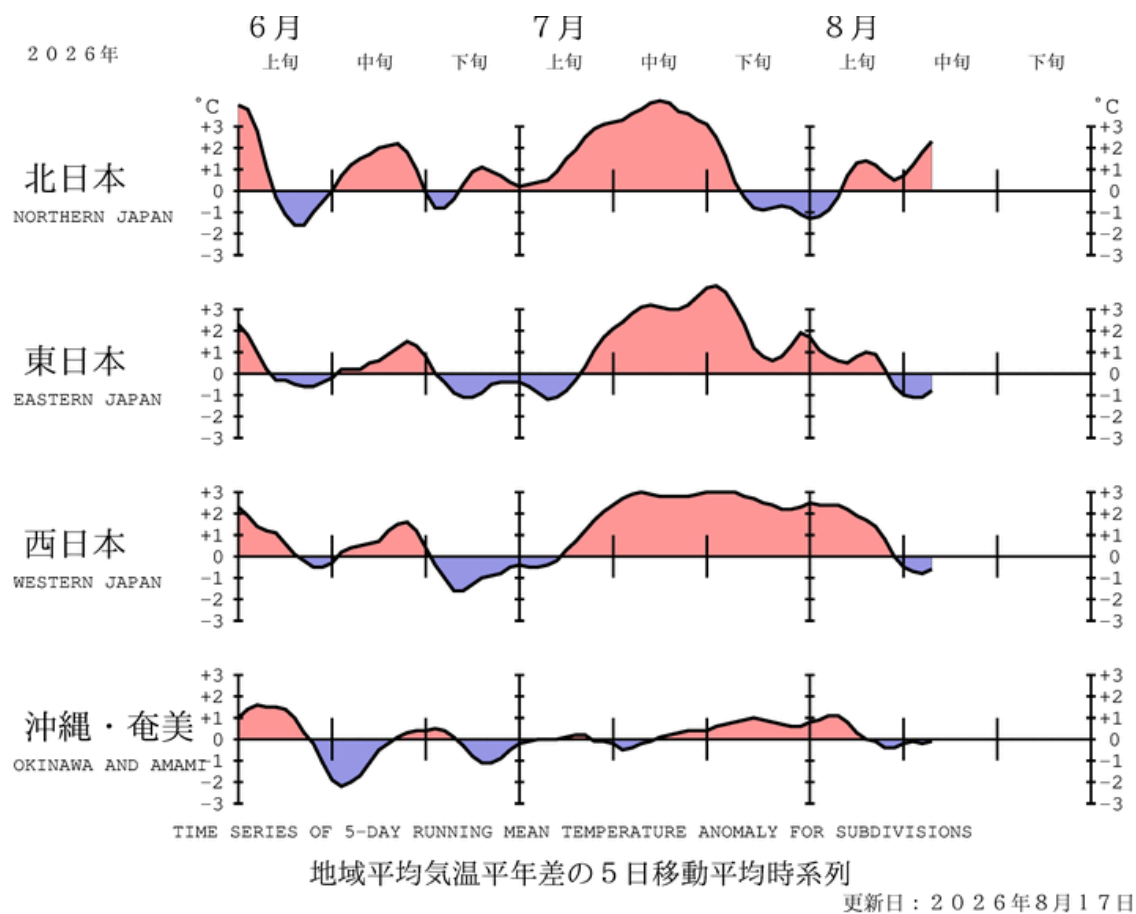
三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

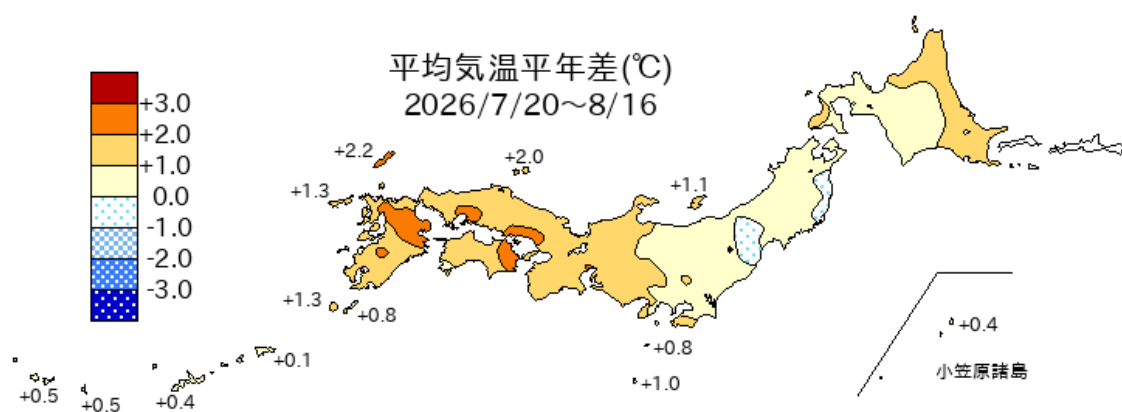
第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

前3か月間（8月16日まで）の地域平均気温平年差の経過



前4週間（8月16日まで）の気温の平年差



（気象庁ウェブサイトより抜粋）

参考 2

向こう 3 か月（8～10 月）の天候の見通し（7/21 気象庁発表）

		平均気温（向こう 3 か月）
北日本	日本海側	低20 並 40 高 40 % 平年並か高い 見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低20 並 40 高 40 % 平年並か高い 見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低20 並 40 高 40 % 平年並か高い 見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低20 並30 高 50 % 高い 見込み
数値は予想される出現確率（%） です		平均気温（3か月） 北日本 西日本 東日本 沖縄・奄美 低い確率（%） 50 40 40 50 高い確率（%） 平年並も40

（気象庁ウェブサイトより抜粋）